

広島市告示第575号
令和7年12月26日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人恒和会	医療法人恒和会洋光台バラ苑居宅介護支援事業所	広島市南区向洋新町一丁目17番17号	令和7年12月31日	居宅介護支援